平成２４年（フ）第６７号
栃木県小山市暁２丁目４番11号　マルーンハイツＣ棟206号
債務者　霜越　光男
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６８号
栃木県小山市暁２丁目４番11号　マルーンハイツＣ棟206号
債務者　霜越　律子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５６７号
東京都八王子市高尾町1564番地１メゾン904―302号
債務者　土方　克美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７５号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
債務者　藤原　大輔
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８４号
栃木県宇都宮市西川田町1004番地24
債務者　紺野　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０７号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目22番４号　クランブレ西川田403
債務者　鹿山　健一
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２２号
静岡市葵区城北２丁目10番28号
債務者　藤田いづみ
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１６号
三重県松阪市川井町519番地　エトワール中出202
破産者　河合　直文
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１８５５号
福岡市中央区大手門３丁目７番13号
破産者　株式会社簑原アメニティデザイン
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８９号
福岡県春日市大谷３丁目98番地２
破産者　有限会社アメニティコーポレーション
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７２号
札幌市北区篠路４条４丁目６番14号
破産者　株式会社日本レジデンス
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５号
札幌市西区八軒７条西５丁目１番３号
破産者　有限会社カネイ井上工務店
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９４号
札幌市中央区南７条西１丁目６番１号
破産者　有限会社共和工業
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
岩手県北上市和賀町藤根18地割142番地２
破産者　株式会社メガピット
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７８６号
栃木県栃木市城内町２丁目48番１号
破産者　株式会社純栄化学
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８７号
栃木県栃木市本町17番21号
破産者　冷牟田悦夫
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５０号
栃木県宇都宮市平出町2302番地４
破産者　株式会社保安機器システムサービス
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７号
岐阜市東鶉５丁目175―１
破産者　有限会社インフォーマル
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第４１２９号
大阪市西成区鶴見橋２丁目９番11号
破産者　株式会社ランタン
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２号
富山市豊田町２丁目10番29号
破産者　株式会社ベストワークス
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部